

## 北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高度な産業技術である自動車の自動運転、小型無人機及び電波利用の実証実験（以下「実証実験」という）を促進することにより、これらの技術を活用した製品あるいはサービスの商用化の早期実現に資するため、実証実験を実施しようとする者に対し、国（内閣府、国土交通省、総務省、経済産業省、警察庁）と共同で必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」（以下「センター」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (支援対象)

第2条 支援の対象は、実証実験を希望する企業、大学、研究機関その他団体（以下「実施主体」という。）とする。

### (支援内容)

第3条 センターが行う支援は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実証実験に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む）
- (2) 関係機関との調整、関係機関への情報提供
  - ア 「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月 警察庁）」（以下「公道実証実験ガイドライン」という。）に基づく公道実証の実施に係る警察、道路管理者、九州運輸局への事前連絡
  - イ 電波法に基づく特定実験試験局制度に係る告示案に関する九州総合通信局との調整
  - ウ その他、実証実験の実施に必要な調整、情報提供
- (3) 実証フィールドに関する土地管理者との調整
- (4) 実証実験の実施に係る地域への周知等
- (5) 規制のサンドボックス実施計画、改革提案の相談受付
- (6) その他、実証実験の実施に必要な支援

### (支援を受けるための手続)

第4条 第3条第1号から第6号（第2号アを除く）までの支援を受けようとする実施主体は、「高度産業技術実証実験計画書」（様式1）及び関係書類をセンターへ提出するものとする。

2 第3条第2号アの支援を受けようとする実施主体は、「自動走行に係る公道実証実験計画書」（様式2）及び関係書類をセンターへ提出するものとする。

なお、実施主体が様式2をセンターに提出したときは、公道実証実験ガイドライン「10 関係機関に関する事前連絡」に規定する実施場所を管轄する警察、道路管理者及び運輸局（運輸支局を含む。）に対して事前連絡をしたものとみなす。

3 センターは、第1項又は第2項の計画書の提出を受けた場合は、内容を確認し、関係機関との調整又は関係機関への情報提供を行うものとする。この場合において、センターは必要に応じて、実施主体に対して関係機関を集めた説明の場への出席、関係機関への同行又は関係機関との個別調整を求めることができる。

- 4 センターは、実施主体から提出のあった計画書の内容を確認し、実証実験の効果が見込めないと判断される場合等、必要に応じて、実施主体に対して実証実験の内容の見直しや再検討を要請することができる。
- 5 センターは、第3項の規定による関係機関との調整結果について、当該実施主体に伝達するものとする。この場合において、センターは必要に応じて実証実験計画の内容の見直しや再検討を求めることができる。
- 6 実施主体は、実証実験の実施に当たり許可等の手続が必要となる場合は、関係機関に直接手続を行い、必要に応じて実施主体と関係機関等とで個別に調整を行うものとする。
- 7 センターは、実証実験の実施について、地元関係者に周知するものとする。この場合において、必要に応じて実施主体の同行を求めることができる。
- 8 実施主体は、第3項から第7項の規定による関係機関及び地元関係者等との調整が終了した後に実証実験を実施するものとする。
- 9 実施主体は、実施した実証実験の内容について、実証実験の結果について報告書をセンターに提出するものとする。

(注意事項)

第5条 実施主体は次の各号に掲げる事項に注意を払って実証実験を実施するものとする。

- (1) 実証実験に係る費用は、実施主体が負担すること。
- (2) 実証実験は関係機関等が多岐にわたるため、実証実験の実施までに時間を要する場合があること。
- (3) 実証実験の実施に当たって、実施主体は、法令等を遵守すること。
- (4) 実証実験の実施に当たって、実施主体は、安全に十分配慮すること。万一、事故等が発生した場合、その責任は実施主体が負うものとする。
- (5) 実証実験の実施に当たって、実施主体は、賠償責任保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること。
- (6) 天災地変等により、実証実験の安全性の確保が困難であると判断される場合には、実証実験を中止すること。

(運営体制)

第6条 センターの事務局を、北九州市企画調整局地方創生SDGs推進部企画課に置く。

- 2 施設長を北九州市企画調整局長とし、事務責任者を北九州市企画調整局地方創生SDGs推進部長、事務副責任者を北九州市企画調整局地方創生SDGs推進部企画課特区担当課長、北九州市産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課長、北九州市産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課ロボット・DX推進担当課長とする。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

高度産業技術実証実験計画書

年 月 日

北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター事務局 御中

企業等所在地  
企業等団体名  
代表者氏名  
[連絡先] 担当者氏名  
電 話  
電子メール

下記のとおり高度産業技術実証実験を実施したいので、計画書を提出します。

記

- 1 目的
- 2 実験概要
- 3 実施期間（実施日時を記載した計画工程表を添付すること）
- 4 実施場所（地図を添付すること）
- 5 実証実験の実施方法（下記内容等を記載したものを添付すること）
  - (1) 実証実験の方法
  - (2) 使用装置、機材、諸元等
  - (3) 実施体制（運転操作者、責任者、安全確認など役割も記載すること）
  - (4) 安全確保措置の内容等
  - (5) その他
- 6 緊急時の連絡先（所属、氏名、携帯電話番号等）
- 7 添付書類
  - (1) 関係法令の規定に基づく許可証等の写し（取得済みの場合）
  - (2) その他

※実証実験の実施後、必ず結果報告書（様式任意）をセンターまで提出すること

※必要に応じて、別添にて紙面、図、写真等を添付すること

自動走行に係る公道実証実験計画書

年 月 日

北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター事務局 御中

企業等所在地  
企業等団体名  
代表者氏名  
[連絡先] 担当者氏名  
電 話  
電子メール

下記のとおり公道での実証実験を実施しますので、事前の連絡をいたします。

記

- 1 実施期間（予定）
- 2 実施場所（地図、走行ルートを明記したものを添付すること）
- 3 実施体制（運転者、責任者、安全確認など役割も記載すること）
- 4 実験車両（車両番号）
- 5 自動走行システムの機能の概要
- 6 安全確保措置の内容等
- 7 緊急時の連絡先（所属、氏名、携帯電話番号等）
- 8 その他

※公道実証の実施後、必ず結果報告書（様式任意）をセンターまで提出すること  
※必要に応じて、別添にて紙面、図、写真等を添付すること